

# 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法45条の34第1項3号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対償として受けるものであって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する費用で必要な費用を超えないものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等(役員等のうち常勤役員等以外の者をいう。)については、報酬を支給しないこととし、法人の業務を行う場合には費用を弁償する。
- (3) 退職慰労金は、支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の上限額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

(役員等の旅費の算定方法)

第5条 役員等が法人業務を行うため旅行したときは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃については法人本部職員給与及び旅費規程を準用し、旅費を支給するものとする。ただし、同規程の別表14の1の(5) 日当及び(6) 宿泊料を別表3のとおり費用を支給する。

(本会職員給与との併給禁止)

第6条 本会職員を兼任し、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、法人本部職員の例による。

- 2 報酬等は、銀行振込で支給する。なお法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たな常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年6月15日から施行する。

(旧規程の廃止)

2. 社会福祉法人宮城県共同募金会常勤役員給与等規程は、廃止する。

別表 1 常勤役員等の報酬

常務理事 月額 250,000 円

別表 2 常勤役員等の賞与

常務理事

6 月の賞与 報酬月額×1.225 か月分

12 月の賞与 報酬月額×1.375 か月分

別表 3 非常勤役員等の費用弁償額

県内	日当	3,000 円	宿泊料	13,500 円
----	----	---------	-----	----------

県外	日当	3,000 円	宿泊料	13,500 円
----	----	---------	-----	----------